

審判長注意

本大会は（公社）日本ボート協会「競漕規則」（2021年4月改訂版）及び国体の要項に則って実施されます。また、大会やコースの状況に対応するため、大会要項に加え以下を定めます。当内容が競漕規則に抵触する場合は、以下を優先することとします。

1. 大会運営

大会は「大会要項」及び「審判長注意」の内容が所属団体の代表者から必ずクルーに周知されていることを前提に運営される。

2. 健康管理

競技者及び所属団体は安全指針に従い、健康管理を行う。気分がすぐれぬ場合は、レースの前後を問わず最寄りの審判員に申し出なければならない。特に水分の補給は十分に行う。

3. 事故防止

レース前の練習時に他艇と衝突事故を起こし、レースに出漕できないクルーが見受けられる。事前に回漕水域、練習水域、待機水域を確認し、航行ルールを守り絶対に事故を起こさないように注意する。特に回漕水域(回漕レーン)は回漕専用であり練習することはできない。

4. 安全対策

バウボール、ヒールロープ等の安全確認は各クルーの責任にて確実に実施する。

- 1) すべての艇は、艇首に直径4cm以上のゴム又はこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボールを取り付けなければならない。衝突時等の危険防止の観点からすべての競漕艇が練習中も含めて常時装着すべきものである。発艇前に未装着の艇を発見した場合は、いかなる理由があろうとも失格となるので出漕前に装着状況を確認する。
- 2) すべての艇のストレッチャーは漕手が緊急時において速やかにボートから離脱できる構造でなければならない。ヒールロープを使用するタイプのストレッチャーはかかとが水平以上にならないようにシューズを固定するよう調節する。

5. 棄権及び諸届

- 1) 「棄権届」は、当該レースの発艇定刻1時間前までに責任ある者（顧問等）の署名のある文書により、競漕委員会に提出されなければならない。また、一度提出した棄権届は取り消しを認めない。無届で棄権した場合、当該団体に対して以後の大会への出漕制限等の処分を行うことがある。
- 2) 一度レースに出漕したクルーは、その後にクルーのメンバーを変更することはできない。
- 3) 予選に出漕する前に、あらかじめ届け出ている補漕・補舵の範囲内で交替する場合は、当該予選の発艇定刻の1時間前までに競漕委員会に「メンバー変更届」を届け出なければならない（シート間の変更は不要）。「ブレード変更・不統一届」も同様である。
- 4) これらの届出に関しては、原則として主催者が用意している変更届用紙を使用する。

6. 服装の統一

- 1) クルーは統一されたユニフォームを着用する。ユニフォームとは競技者がレース中に着用するシャツとショーツ（またはそれらが一体となったローイングスーツ）のみをさす。
- 2) レースに出る際はユニフォーム以外のもの、アンダーシャツ、アンダーレギンス、帽子、靴下等

を着用しても構わないが、それらがユニフォームの外に出る場合は全員揃えなければならない（特にアンダーウェアが不揃いの場合、外に出ないように注意する）。

- 3) 帽子や鉢巻きは着用者と非着用者がいても構わない。帽子と鉢巻きを同時に着用する場合は、帽子と鉢巻きを一つのセットとして扱う。
- 4) 個人の持ち物（パーソナルアイテム）として認められているもの（眼鏡、腕時計など）に限っては全員で揃える必要はない。
- 5) 舵手に限り、別の衣類をユニフォームに加えて着用することができる。

7. 監視 A

- 1) 舵手の体重は、ユニフォームを含め男子 55 kg 以上、女子 50 kg 以上とする。これに満たない者は最大限 15 kg のデッドウェイトを舵手のそばに置かなければならない。
- 2) 計量は、レースのある日は必ず 1 回、種目ごとに最初に出漕するレースの 2 時間前から 1 時間前までに行う。（午前・午後と同種目で 2 ラウンド漕ぐ場合は午前だけでよい。）
- 3) 計量時は、出漕に用いるユニフォームのみとし、出漕中ユニフォームに加えて着用するアンダーシャツ・タイツ・靴下等ユニフォームの外に出るものは計量時には着用してはならない。また、個人で装着する靴、時計、重いアクセサリ等はパーソナルアイテムとしては認められるが、計量時には、眼鏡など生活に必要とされるもの以外は全て外さなければならない。
- 4) 計量所での水分摂取による体重の調整を禁止する。
- 5) 計量前に公式計量器を使って一度予備計量を行い確認することができるが、予備計量のあとに受ける公式計量は 1 回のみとし、必要な場合はデッドウェイトを作成する。定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。公式計量器を利用した予備計量は一度しか認めないが、事前確認用の計量器が別途用意されている場合はそれを利用して事前計量を自由に行うことができる。
- 6) 監視 A では出漕 1 時間前までにクルーメンバー構成、オール及びユニフォームその他の服装の確認を受けなければならない。

8. 監視 B

監視 B は棧橋にて出漕クルーが競漕規則を遵守しているかどうかを点検し、必要なときは具体的に指示をし、実行させる。

9. 無線通信機器の持込み禁止

艇内への無線通信機器（携帯電話・スマートフォンを含む）の持込みは厳禁とする。違反した場合は失格となる。

10. 回漕中

- 1) 故障等やむを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめ最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ失格とする。申告があれば、事情を考慮の上、1 レース分に限り発艇定刻の繰り下げ措置をとることがある。修理に要する時間が 1 レース分を超える場合は棄権扱いとなる。
- 2) 回漕中は競漕委員会の定めた航行ルールを厳守し、回漕レーンでの練習を禁止する。
- 3) クルーはスタートライン上及びフィニッシュライン上で停止してはならない、本項に違反したクルーにはイエローカードが与えられることがある。

11. コースへの進入

- 1) 次レースに出漕するクルーは待機水域にて発艇員からの呼び込みを待つ。

- 2) 発艇員が進入を許可する前に、競漕レーンに入ってはならない。
- 3) 前項の呼び込みについては競漕委員会もしくは審判長の判断に基づきバウナンバーと異なるレーンが割り当てられることがある。
- 4) いったんレーンが割り当てられた後は、速やかにレーンに入り、自己のレーン内で練習をすることはできるが、レーン外に出ることはできない。
- 5) 呼び込みは「□□ (クルー名)、レーン○、××ミニッツ (残り時間)」と告げられる。

12. 発艇

- 1) 出漕クルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置につかなければならない。これに違反したクルーにはイエローカードが与えられ、他のイエローカードと重複した場合はレッドカードが与えられ除外となる。
- 2) 未熟でステッキに付けられないクルーを除外として、発艇することがある。
- 3) 発艇の合図は「アテンション」・・・「ゴー」であり「ゴー」の号令と同時に赤旗が振り下ろされる。まれに号令が聞こえない場合があるが、旗の動きを見てスタートすること。発艇の合図にもかかわらず発艇しなかった場合はDNSと記録され次のラウンドには進めない。

13. レース中

- 1) 全ての艇は自己のレーンを進行し、他のレーンを侵害、又は他のクルーを妨害してはならない。レース中、他のレーンを侵害又は他のクルーを妨害するおそれのあるクルーに対して、主審は白旗を掲げ、当該クルー名をコールし、白旗を倒して回避すべき方向を示す。
- 2) 競漕中、主審はレーンを逸脱して航行を妨げる物その他に衝突する等の危険が生じたクルーに対して白旗を掲げ、「○○○トマレ！」とコールし、当該クルーの競漕を一時中止させることがある。危険を回避した後は再び競漕に復帰する。
- 3) 主審艇はレース展開や勝ち上がり数により、極端に遅れたクルーを追い越さざるを得ないことがある。

14. 落水

- 1) いかなるクルーも定員を欠いて出漕することはできない。
- 2) 落水等により漕了できなかったクルーはDNFと記録され、以降のラウンドに進めないが、決勝ラウンドに限っては最下位扱いとなる。
- 3) レース中、故意ではなく漕手が落水し、その漕手を欠いたままフィニッシュラインに到達した場合は、着順が認められる。
- 4) 落水後、自力で乗艇しフィニッシュラインを通過した場合も着順が認められる。ただし再乗艇を試みても、危険であると主審が判断したときは救助する。

15. レース終了後

- 1) レースに参加した全艇がフィニッシュラインに到達した後、クルーからの異議申し立てもなく、レースが正常に行われたことを白旗が掲げられて全クルーに知らせる。そのため主審が白旗を掲げるまでフィニッシュエリアに留まっていなければいけない。
- 2) レースに対する異議の申し立ては、主審が白旗を掲げる前に漕手又は舵手が手を挙げて申し出る。
- 3) 異議申し立てが却下された裁定に不服がある場合、その所属団体の代表者は、所定の書式を用い

当該決定告知を1時間以内に、不服審査委員会に対し申し立てることができる。

5) 主審の赤旗は、レースに何らかのトラブルがあったことを示す。主審の指示があるまで待機しなければならない。

14. その他

1) レース中、天候の急変（雷、突風等）が予測される場合、安全確保のために審判員が避難等の指示を与える場合がある。

2) バウナンバープレートを必ず艇首に取り付け、テープ等で固定しなければならない。発艇前に脱落した場合は、最寄りの審判員に申し立て、その指示を仰ぐ。

15. 規定外事項

競漕委員長、審判長は、本規則に定められていない事項について必要な判定を下す権限を有する。

以上